

## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 .....           | 1  |
| 1 計画策定の背景と目的 .....           | 1  |
| 2 計画の位置づけ .....              | 2  |
| 3 計画の期間 .....                | 3  |
| 4 計画の対象分野 .....              | 3  |
| 5 計画の対象地域 .....              | 3  |
| 6 各主体の役割 .....               | 4  |
| 7 SDGsとの関わり .....            | 5  |
| 第2章 本市の現状と課題 .....           | 6  |
| 1. 向日市の概況 .....              | 6  |
| 2. 環境の現況 .....               | 8  |
| 3. 現状における課題と計画のとりまとめ方針 ..... | 15 |
| 第3章 本市が目指す方向 .....           | 17 |
| 1 本市が目指すべき環境 .....           | 17 |
| 2 実現に向けた基本目標および施策の体系 .....   | 19 |
| 第4章 環境像実現に向けた取組 .....        | 22 |
| 基本目標 1 .....                 | 23 |
| 基本目標 2 .....                 | 31 |
| 基本目標 3 .....                 | 36 |
| 基本目標 4 .....                 | 44 |
| 第5章 重点プロジェクト                 |    |
| 第6章 計画の進行管理                  |    |

## 資料編

- ・計画の策定経過と経緯
- ・アンケート結果
- ・温室効果ガス排出量の算定の考え方等
- ・用語解説



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2022(令和 4)年 4 月に公表した最新の評価報告書の中で、産業革命前からの気温上昇を 1.5℃に抑える世界目標の達成には、2025(令和 6)年までに温室効果ガス排出を減少に転じさせる必要があるとしました。現状のままでは、今世紀末の気温上昇は 3.2℃に達するとし、実現の道は確実に狭まっており、今すぐ行動が必要だと呼びかけています。

このような状況の中、国は 2050 年に二酸化炭素の排出を「実質ゼロ」にするゼロカーボンの実現を宣言するとともに、2030 年には温室効果ガス排出量を半減することを目指してかけ、その実現に向けて様々な施策を積極的に推進しています。

一方で、2022(令和 4)年 2 月から始まったロシア・ウクライナ危機では、一次エネルギーの約 88%を輸入に依存している※日本の脆弱なエネルギー構造が改めて浮き彫りになり、純国産エネルギーである再生可能エネルギーについて、脱炭素化の側面だけでなくエネルギー保障の面

作成中

向日市では、2002(平成 14)年には温室効果ガス削減計画を策定し、2012(平成 24)年には温室効果ガス削減計画を包括した、「新向日市環境基本計画(含 地球温暖化対策実行計画[区域施策編])」(以下、「第2次計画」という。)を策定しました。

第2次計画策定から約 10 年が経過し、人口増加傾向にある本市においても少子高齢化が進むとともに生活様式の多様化など、社会情勢が刻々と変化してきました。環境に目を向けると、気候変動の顕在化に伴う熱中症患者の増加や集中豪雨の増加・激甚化、廃プラスチック類の不適正処理による海洋汚染の進行など、近年においても様々な環境課題が浮き彫りになっており、更にこれらの課題は環境分野にとどまらず、地域経済や私たちの日常生活など様々な面において影響を及ぼしています。

また、近年における気候変動対策への取組の喫緊性を踏まえ、本市においても未来の世代に良好な地球環境を引き継ぐため、オール向日市で 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます。

このような近年における現状を踏まえ、「第3次向日市環境基本計画(含む地球温暖化対策実行計画(区域施策編))」(以下、「本計画」という。)では、複雑化した環境問題に的確に対応すべく、今後 10 年間の向日市が進めるべき環境保全施策の基本的な方向性を示しています。

※総合エネルギー統計 2019 年度確報値(資源エネルギー庁)

## 2 計画の位置づけ

本計画は、各種法令や国・京都府の環境基本計画・地球温暖化対策計画を踏まえるとともに、「第2次ふるさと向日市創生計画」を環境面から実現する役割を持っています。

また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の内容を含んでいます。

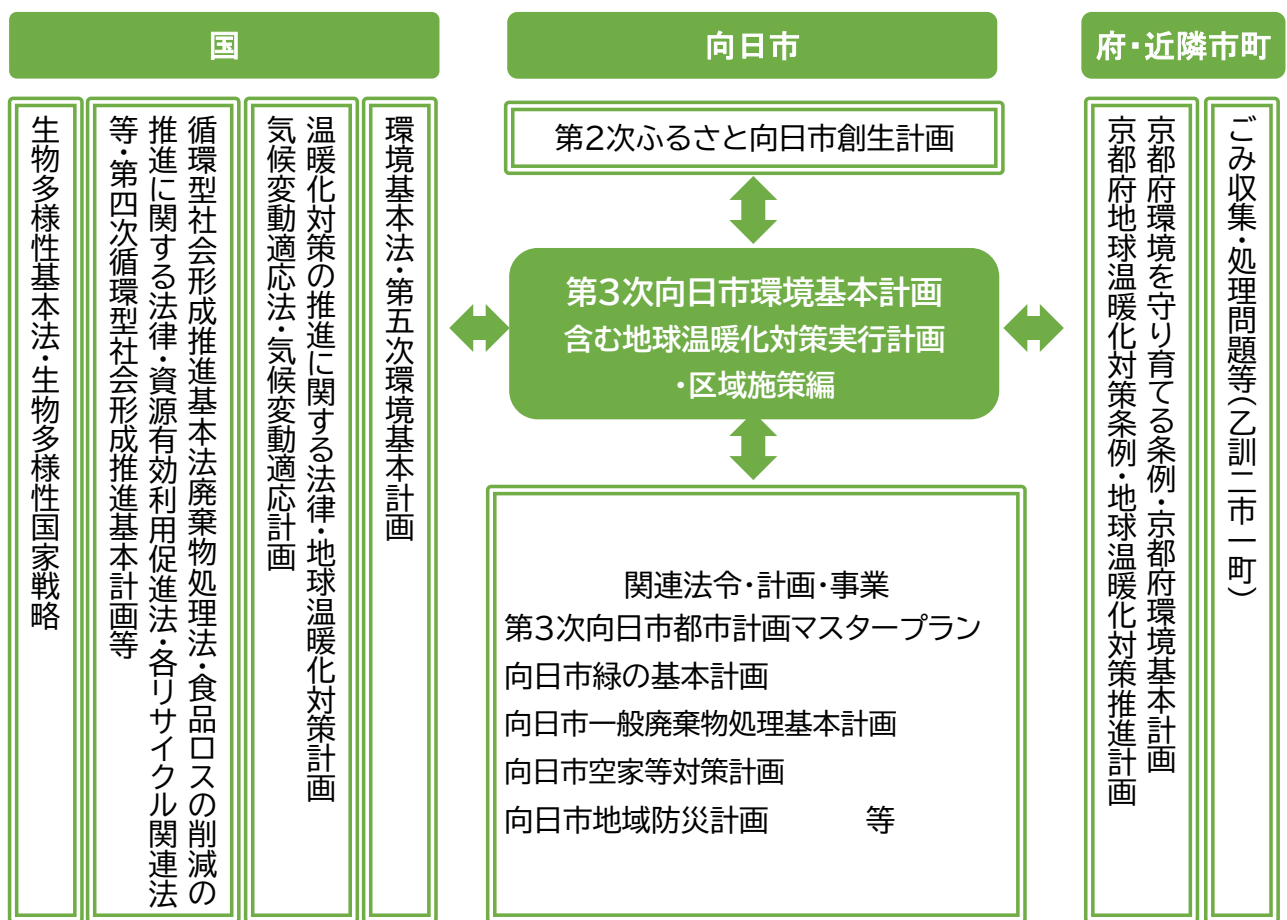


図 計画の位置づけ

### 3 計画の期間

本計画の期間は、2022(令和4)年度から 2031(令和 13)年度までの 10 年間とします。その間の社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。

なお、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、国と整合を図り、基準年を 2013(平成 25)年度、目標年度を 2030(令和 12)年度とします。

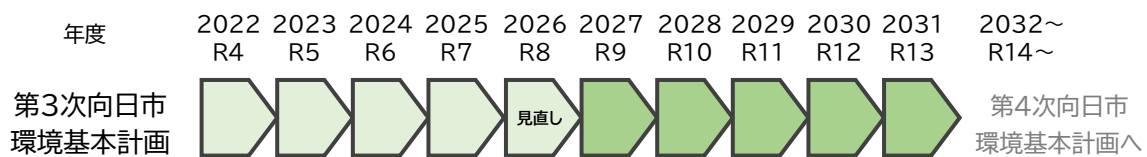


図 計画の期間

### 4 計画の対象分野

本計画で対象としている環境の範囲は以下のとおりです。

表 計画の対象分野

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 地球環境 | 地球温暖化対策(緩和策、適応策) など             |
| 資源循環 | 廃棄物、地産地消、河川を軸とする流域のつながり(水循環) など |
| 生活環境 | 大気、水質、騒音・振動、化学物質 など             |
| 都市環境 | 公園・緑地、歴史・文化、都市景観 など             |
| 自然環境 | 森林(竹林)、農地、河川、生物多様性(動植物) など      |
| 市民参画 | 教育・学習、連携、情報発信 など                |

### 5 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は本市全域とします。ただし、河川や廃棄物などについては、周辺市町なども含めた広域でとらえることとします。

## 6 各主体の役割

本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市民、事業者、市などの各主体がそれぞれの役割を果たし、協力・連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。以下に示す主体別の役割に基づき、環境保全に向けた取組を進めます。

### 市 民

- ◆良好な環境と健康で文化的な営みの継承
- ◆日常生活のスマート(環境に配慮した)なライフスタイルへの改善
- ◆脱炭素社会構築に向けた配慮行動の実践
- ◆資源・エネルギーの節約、ごみの排出抑制等の配慮
- ◆循環型社会づくりに向けた配慮
- ◆生物多様性の保全への貢献
- ◆環境保全施策の実施にかかわる参加・協力



### 事業者

- ◆環境負荷の少ない社会形成への貢献
- ◆事業活動に伴う公害の発生防止
- ◆自然環境の適正な保全への配慮・協力
- ◆あらゆる機会での環境負荷低減・環境保全
- ◆脱炭素社会構築に向けた温室効果ガスの排出抑制
- ◆循環型社会づくりに向けた自主的な取組み
- ◆生物多様性の保全に配慮した事業活動
- ◆環境保全施策実施にかかわる参加・協力



### 市

- ◆基本計画に基づく環境づくりの推進
- ◆法令等を活用した総合的な取組の推進
- ◆地域における脱炭素社会づくり、循環型社会づくり、生物多様性保全の促進を通じたスマートシティ(環境に配慮した都市)の実現
- ◆環境教育・学習の推進
- ◆環境保全活動への支援・情報の提供
- ◆国・府・周辺自治体との協力・連携



### 市民団体

- ◆市民、事業者および市と連携した環境保全活動の展開
- ◆各種環境保全活動への参加・協力
- ◆自主的な環境保全活動の主催
- ◆環境調査・地域環境情報収集活動の実践
- ◆市民団体相互のネットワークづくり



## 7 SDGsとの関わり

SDGs(持続可能な開発目標, Sustainable Development Goals)とは、2015(平成 27)年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成される国際社会共通の目標のことです。

SDGs は、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられており、SDGs の達成に向けて取組を進めることは、現状の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

本市では、この SDGs の達成を目指す視点を踏まえて施策を推進します。



図 SDGs の 17 のゴール

出典:国連広報センター



## 第2章 本市の現状と課題

### 1. 向日市の概況

#### 位置・地勢

本市は京都盆地の南西部に位置しています。西部と北部は京都市西京区、東部は京都市南区・伏見区、南部は長岡京市と接しています。

面積は 7.72 km<sup>2</sup>であり、東西の最大幅は約 2km、南北の長さは約 4kmと、南北に長い市域となっています。

市域の大部分は京都盆地の平坦な地形ですが、西部に小さい丘陵地(向日丘陵)が見られます。

#### 人口・世帯数

本市の人口は、京都市や大阪府のベッドタウンとして宅地需要が高まったことを背景に、1960(昭和 35)年頃から急激な増加が見られました。1985(昭和 60)年以降は緩やかに増減しており、2020(令和 2)年には桂川・洛西口新市街地の誕生により、今までで最も多い 56,238 人となりました。

また、世帯数は 1990(平成 2)年から約 6,000 世帯増加し、23,000 世帯を上回りました。その一方で 1 世帯あたりの人員は減少し続けており、2020(令和 2)年現在では 2.41 人となっています。

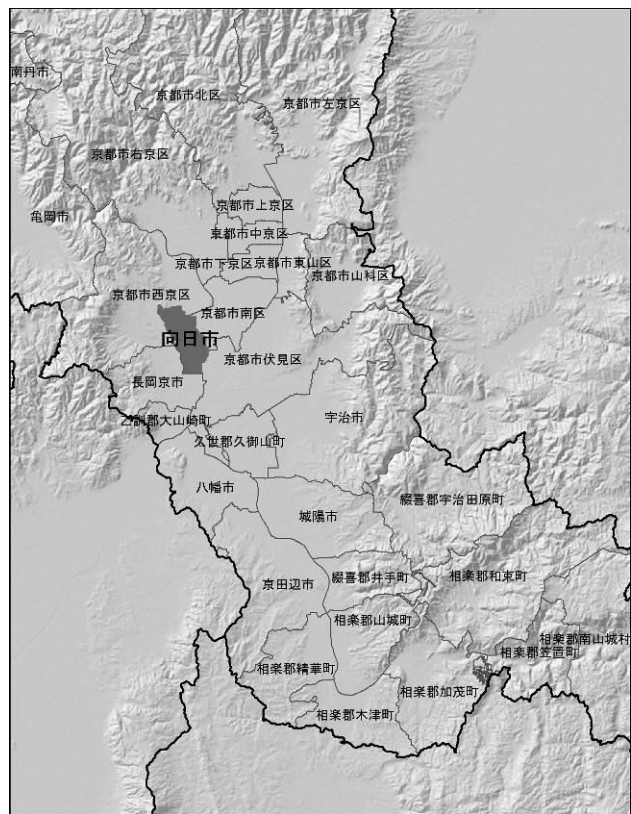


図 向日市の位置

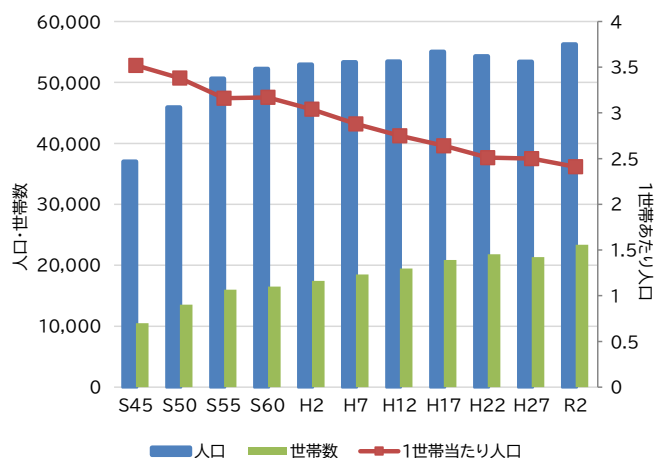


図 人口・世帯数の推移(推計人口)



## 土地利用

市の西部一帯は標高 35 メートルから 80 メートルの丘陵であり竹林が多くを占め、中部は住宅街を形成し、東部は耕地が多くなっています。

2020(令和 2)年における市域の土地利用状況では、宅地が市域全体の 55.2%と過半数を占めており、次いで田が 17.0%となっています。また、土地利用の推移をみると、田・山林の割合が減少し、宅地の割合が増えています。

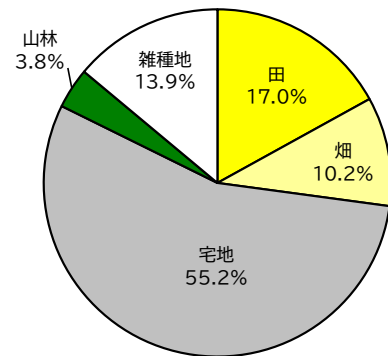


図 土地利用状況（令和2年）

## 産業特性

本市における労働人口は約 25,008 人であり、そのうちの 69.6%が第 3 次産業に従事しています。第 1 次産業従業者は 1.0%と非常に少なく、産業構造として大都市近郊の特性が表れています(平成 27 年国勢調査より)。

主な産業について個別にみると、農業は水稻を中心に、特産物のタケノコ、ナス、花き(けんがい菊、花壇苗)の生産が盛んです。製造業は、事業所数が 131、従業者数は 1,958 人となっています(平成 28 年経済センサス-活動調査)。商業は、店舗数が 299 店舗、年間商品販売額が約 751 億円(平成 26 年商業統計調査)となっており、近年、販売額が減少傾向にあります。

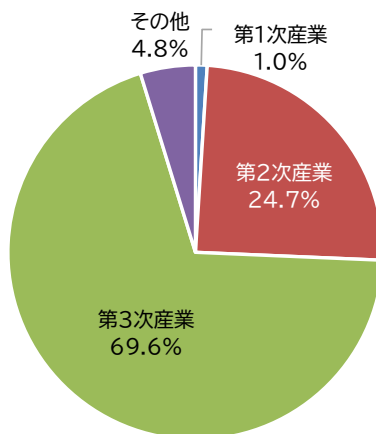


図 産業構造(平成 27 年)



図 商業の推移

## 2.環境の現況

### 2.1. 地球環境

#### ◇ 市域からの温室効果ガス排出状況

本市の温室効果ガスの総排出量は、2018 年度において 161.3 千トン-CO<sub>2</sub> となっており、基準年度である 1990 年度から 2.8%減少しました。過去 10 年における総排出量の推移をみると、2012 年度に総排出量が 217.4 千トン-CO<sub>2</sub> となり、最も排出量が多く、その後減少が続いています。

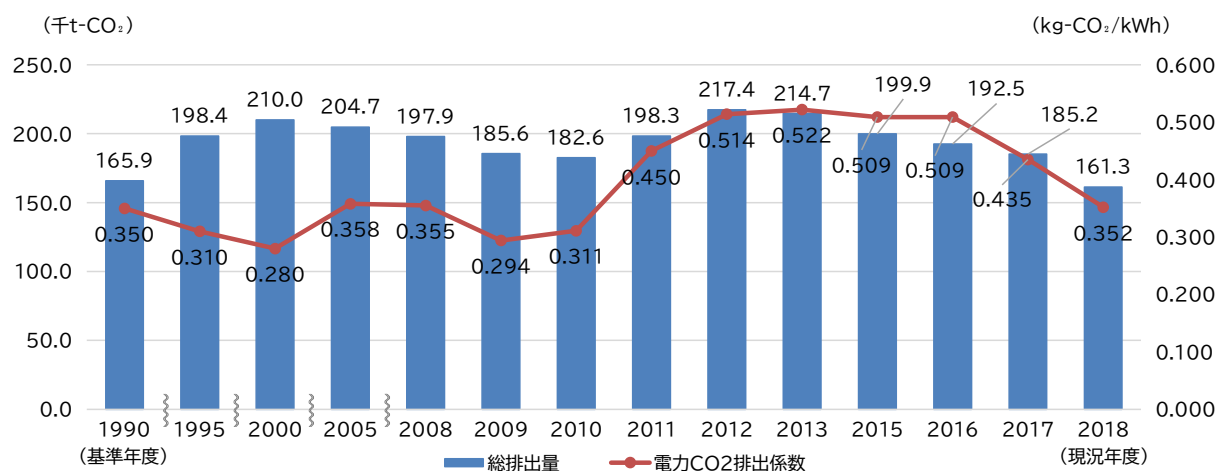


図 温室効果ガス総排出量と電力の CO<sub>2</sub> 排出係数の推移

#### ◇ 市の事務事業からの温室効果ガス排出状況

公共施設や市の事業における温室効果ガス排出削減の取組としては、街路灯や公共施設照明のLED化などに取り組むとともに、2021(令和3)年に竣工した向日市新庁舎では ZEB Ready※としました。

また、市民や事業者からの排出削減に向けた取組としては、太陽光発電設備の導入補助やグリーンカーテン講習会、広報などを通じた温暖化対策についてのPR活動等を通じて温室効果ガスの排出削減に取り組みました。



向日市新庁舎

※ZEB Ready

ZEBとは、消費する一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことであり、Near y ZEBとは、一定の要件を満たしたZEBに限りなく近い建築物のことである。

## 2.2. 資源の循環

### ◇ ごみ分別

本市では家庭から排出されるごみについて、右に示す 8 区分で分別収集を行っており、収集したごみは乙訓環境衛生組合クリーンプラザおとく(大山崎町)で処理を行いました。

また、近年、資源物回収を推進するため、2016(平成 28)年度に小型家電(パソコン等)回収や廃食油の 24 時間回収などに取り組み、市役所本庁舎を含む市内 4 箇所で缶・ビン・ペットボトルの 24 時間拠点回収を開始しました。さらに、2022(令和 4)年2月から、ごみの減量や資源化を目的とし、「もやすごみ」を対象とした、指定ごみ袋制度の運用を始め、ごみの減量を進めています。

表 ごみの分別区分

|       |                  |
|-------|------------------|
| 燃えるごみ |                  |
| 資源物   | 空缶、空ビン、ペットボトル、   |
|       | その他不燃物、その他プラスチック |
|       | 有害ごみ(蛍光灯、筒形乾電池)  |
| 粗大ごみ  |                  |

### ◇ ごみの排出量の推移

ごみの排出量は年間 14,500 トン前後で推移しており、2016(平成 28)年度まで減少傾向でしたが、2017(平成 29)年度から平成 30 年度にかけて増加しました。

全体に占める割合についてみると、ごみ排出量のうち約 7 割を家庭系ごみが占めており、経年の推移は家庭系ごみが減少傾向、事業系ごみが増加傾向となりました。

また、一人1日あたり排出量についてみると、2019(令和元)年度は 519g となっており、減少傾向になっています。

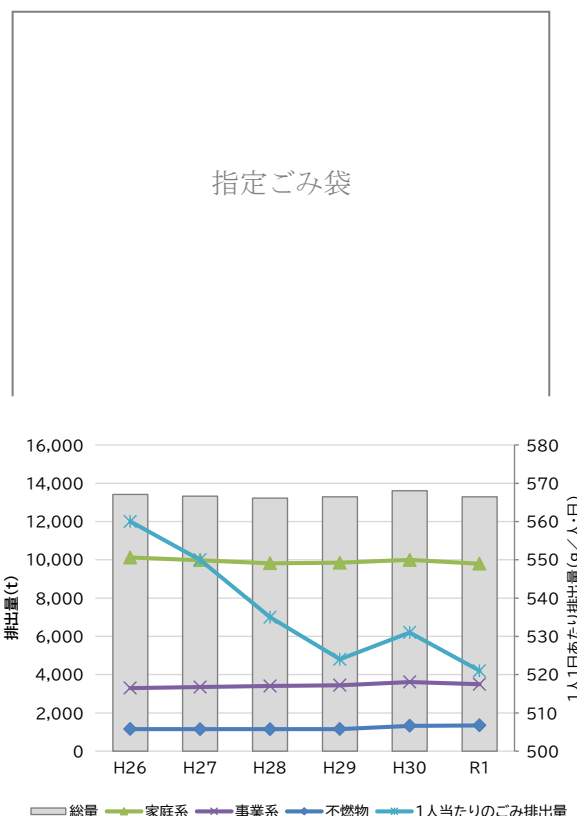
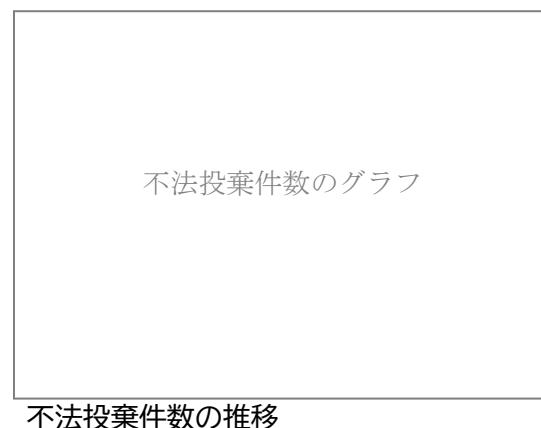


図 ごみの排出量の推移

### ◇ 不法投棄

市内での不法投棄家電件数をみると、2017(平成 29)年度にかけて大幅に減少しており、近年は 25 件前後で推移しました。

分別ステーションでの防犯カメラの設置やパトロールといった不法投棄防止に向けた監視を行うなど、対策を行いました。



## 2.3. 自然環境

### ◇ 地形

本市の地形は次にあげる 3 つのタイプに類型されています。

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 丘陵地  | 市域北西部にみられ、京都市との境をなしている。           |
| 段丘   | 丘陵地東側を縁どるように市街地に向け緩やかな斜面が広がっている。  |
| 沖積平野 | 桂川・小畑川によって形成された低地で市域東部～南部に広がっている。 |

### ◇ 貴重な自然

向日丘陵には広範囲にわたって竹林が広がっており、本市ならではの独特の自然景観を形成しています。市は「歴史と緑の散策の径ネットワーク」づくりに取り組んでおり、その一環として、「竹の径」やトリムコース等の竹林道が整備されています。

鳥類や昆虫類が比較的多く確認されている向日丘陵や行者池、新池、はり湖池などのため池は、本市の自然生態系を構成する重要な要素となっています。

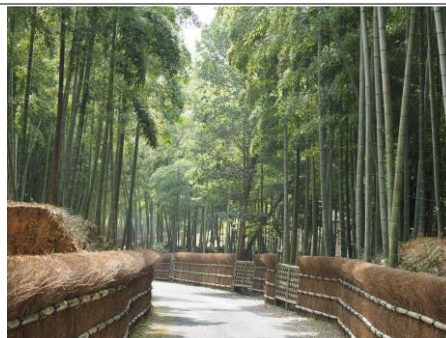
年々宅地化が進んでいる中で、向日神社周辺やはり湖池周辺には都市の中の貴重な自然として多様な植生が残されています。

市内の地形の写真

地形の様子

市内の地形の写真

地形の様子



イメージ

竹の径の様子

## 2.4. 都市環境

### ◇ まちづくり

近年、新市街地整備が積極的に進められています。市北部周辺では、都市計画道路久世北茶屋線の整備や阪急洛西口駅、JR 桂川駅などの新駅の開業、これらの都市基盤整備と合わせて新たなまちづくりが行われ、桂川・洛西口新市街地が誕生しました。また、JR 向日町駅東側に位置する森本東部地区でも土地区画整理事業により、営農環境の保全と研究開発・業務・製造施設等の立地誘導など、新たな産業拠点の形成が図られています。さらに、JR向日町駅周辺における市街地再開発事業や阪急洛西口駅西側の土地区画整理事業等も検討されています。

### ◇ 交通

市内の幹線交通軸は、東海道新幹線や名神高速自動車道といった高速交通、JR、阪急電鉄、国道 171 号などが中部から東部にかけて集中し、南北を縦断しています。

市内には、ほとんどの地域において徒歩圏内に鉄道駅またはバス停が整備されており、公共交通が利用しやすい環境にあります。また、都市計画道路の整備率※は約 33%と、京都府全体の約 73%を大きく下回っており、市内道路において、両側に歩道が確保できる幅員 12m 以上の道路は国道 171 号や一部の府道、幹線市道に限られています

※向日市は 2020(令和元)年 8 月時点(第 3 次向日市都市計画マスタープラン)、京都府は 2017(平成 29)年 3 月時点(京都府 HP)

市街地の写真

市街地の様子

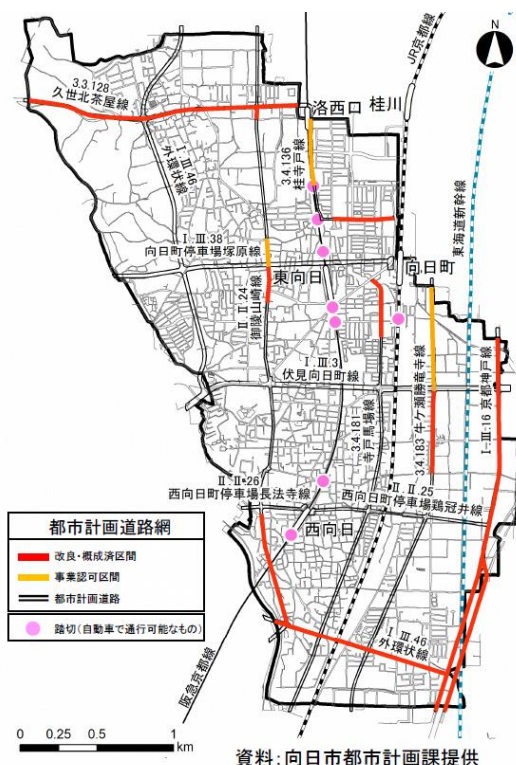


図 都市計画道路の整備状況  
出典：第 3 次向日市都市計画マスタープラン



#### ◇ 緑地・水辺

市内の緑地は、向日丘陵に代表される竹林が多くを占めており、特産品のタケノコを算出するとともに、美しい竹林景観を楽しむことができる散策路として、市内外から多くの方々が訪れています。また、市内に大きな河川はありませんが、寺戸川や石田川といった小規模な排水路、はりこ池や弁天池といったため池があり、身近な水辺として市民に親しまれています。

#### ◇ 歴史・文化資源

本市には古くは長岡宮がおかれ、早くから開けた地域として多くの古墳をはじめ歴史的遺産が多数存在しており、また、本市の発展の礎となった西国街道や向日神社を中心に、文化価値を有する街並みが残されており、都市景観を形成する上で大切な要素となっています。

市では、これらの適切な保存活用を進めるため、五塚原古墳等の公有化や、市内史跡の適切な保存と活用を推進しました。

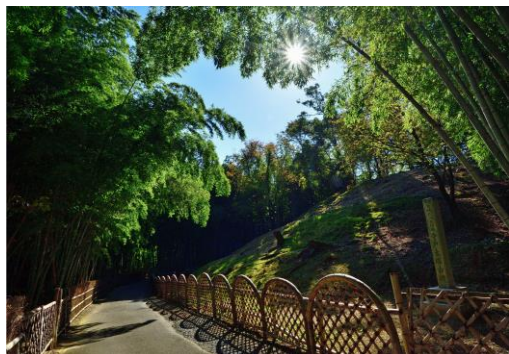
市内緑地の写真

市内緑地の様子



図 市内の古墳位置図

出典：向日市ホームページ



歴史資源の様子 イメージ

歴史資源の写真

歴史資源の様子

## 2.5. 生活環境

### ◇ 公害苦情受理処理件数

近年、公害苦情受理処理件数は年間15件を越えることが多く、特に2017(平成29)年度以降は増加傾向となりました。苦情内容別にみると、騒音が増加傾向で年間平均6.2件発生しており、また大気汚染は2015(平成27)年度をピークに減少しています。

### ◇ 大気

市では、経年的に市内6地点で大気質調査(二酸化窒素、一酸化窒素、一酸化炭素)を行っており、環境基準が設けられている二酸化窒素、一酸化炭素についていずれも基準値を満たしていることから、良好な大気環境が維持されていることがわかります。

### ◇ 水質・水循環

市では、市内を流れる寺戸川、石田川、和井川、小井川4排水路5か所において、温度、色、臭気、透明度等の他18の計量項目で年4回測定し監視しました。BOD、SSについてみると、年度によって差がありますが、概ね環境基準を満たしており、良好な水質が維持されていることがわかります。

また、地下水涵養のため公共施設等への雨水浸透施設の設置や透水性舗装等の採用、雨水利用施設の普及に取り組んでいます。

### ◇ 騒音

幹線道路や新幹線の沿道・沿線における騒音は、一部の地域で環境基準を超えていますが、市街地内では概ね静かな環境が確保されています。また、住宅が密集し、事業所が混在、隣接していることから、近隣騒音に対する苦情が発生している状況です。

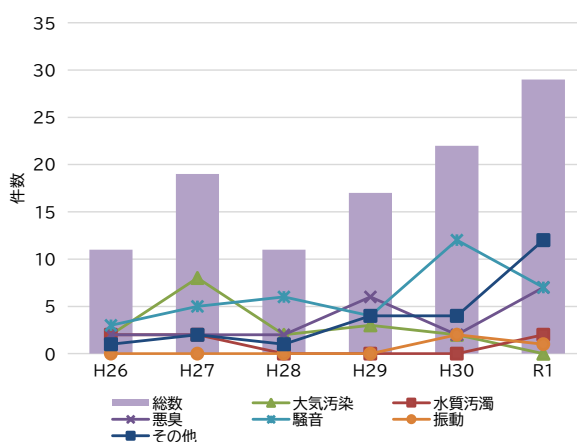


図 公害苦情受理処理件数の推移

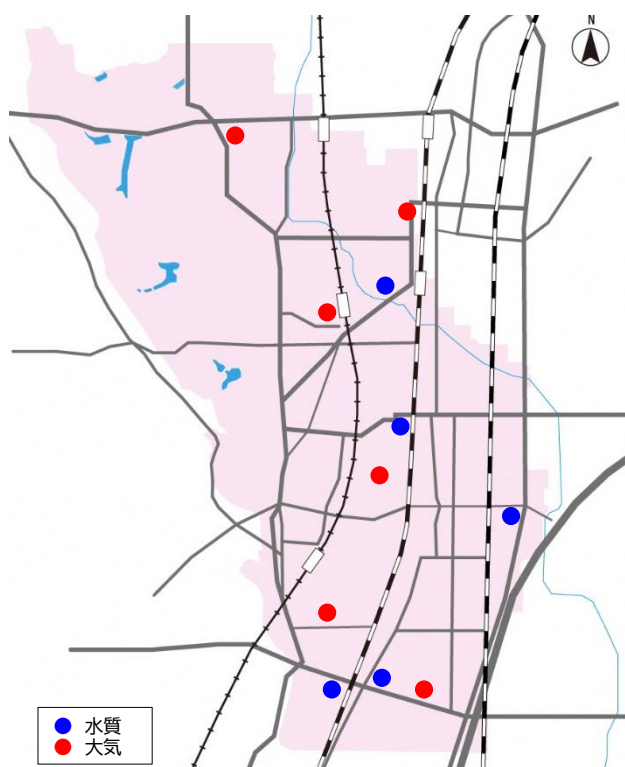


図 大気、水質測定地点位置図



## 2.6. 環境保全への参加

### ◇ 情報の収集・提供

ごみの分別収集・減量化に向けて、ごみ出しルールブック「ごみ減量のしおり」の配布、「広報むこう」における環境関連情報の毎月の掲載などを通じて、市民に環境関連情報を発信しました。

### ◇ 環境教育・学習

児童を対象とした取組としては、全小中学校で環境教育を教育課程に位置づけ、計画的に環境学習について取り組み、京都技術士会や市民団体の協力により、小学生を対象とした環境教育を継続的に実施するとともに、学校においてグリーンカーテンを実施しました。

また、一般の方を対象とした取組としては、多数の方の参加のもと「市民講座」を年数回実施し、食品ロスの削減についてなど環境意識の啓発を行いました。

### ◇ 環境保全活動

市内では、民間団体の協力のもと道路や公園の清掃活動が行われました。

市内で活動している環境関連団体は、市が事務局を行っている向日市環境市民ネットワーク会議には 5 団体が登録されており、その他に道路美化清掃を行っている団体や公園の美化清掃を行っている団体があります。

ごみ減量のしおり

ごみ減量のしおり

グリーンカーテンもしくは土のめぐみの小学校での農園指導

グリーンカーテンの様子



市民講座の様子 イメージ

## 3. 現状における課題と計画のとりまとめ方針

### 3.1. 現状における課題

#### 1 地球環境について

市域から排出される温室効果ガスの総排出量は、2012 年度をピークに減少傾向にあり、部門別にみると、廃棄物部門を除いた各部門で減少していますが、目標の達成には至っておらず、さらなる大幅な削減が必要です。また、今後、気候変動の進行に伴って水害をはじめとして様々な影響が予測されることから、気候変動への適応を図る必要があります。

#### 2 資源循環について

循環型社会の形成に向けて様々な取組が進められており、市民から排出されるごみの削減が進んでいる一方で事業者ごみの増加がみられることから、さらなる対策が必要です。また、食品ロスやプラスチックの排出抑制、分別の徹底を通じて、さらなるごみの削減を進める必要があります。

#### 3 自然環境について

市内の自然環境としては、竹林をはじめとした山林、水田、畑やため池などがみられ、これらのうち特に水田は近年の開発に伴って減少傾向にあります。今後もこれらの自然環境を維持し、生きものの生育環境を維持することが必要です。

#### 4 都市環境について

市北部周辺の桂川・洛西口新市街地の形成に続き、JR 向日町駅東側の森本東部地区、阪急洛西口駅西側の土地区画整理事業やJR向日町駅周辺の市街地再開発事業等では、良好な景観づくりや自然との共生など、良好な都市環境づくりを進めるとともに、本市の豊富な歴史・文化資源をいかしたまちづくりに取り組む必要があります。

#### 5 生活環境について

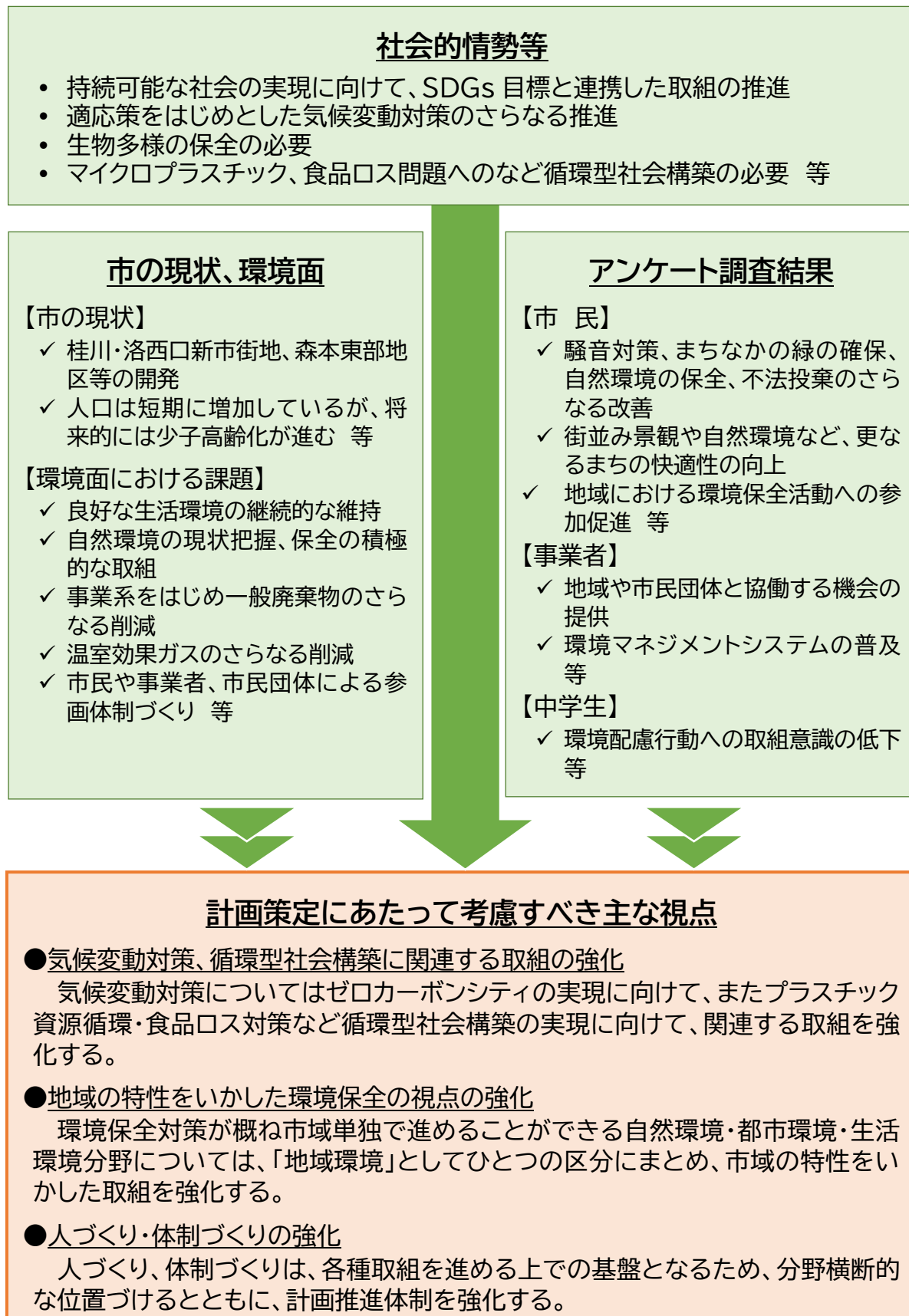
本市の生活環境については、大気、水質、有害物質について概ね良好な環境が維持できている一方、騒音・振動については調査結果や苦情件数、アンケート結果からさらなる改善が必要と考えられます。今後も良好な生活環境を維持するとともに、改善が必要な面については対策を進め、良好な環境づくりに取り組む必要があります。

#### 6 人づくりについて

本市では、学校教育や一般市民を対象とした市民講座などを通じて市民の環境意識の啓発に取り組んでいます。一方で、環境関連市民団体との連携や本計画を進める上で重要な市民や事業者との協働の機会が不足していることから、連携を強化するための取組が必要です。

## 3.2. 計画とりまとめの方針

前述の課題を踏まえ、本計画のとりまとめ方針を次の通り示す。



# 第3章 本市が目指す方向

## 1 本市が目指すべき環境

向日市では、2002(平成 14)年3月に策定した「向日市環境基本計画」において、目指すべき環境像として『みんなが優しくすむまち『う・る・お・い』環境都市むこう』を掲げ、その実現に向けて、市民・事業者・市などが協働しながら環境保全に関する取組を進めてきました。この環境像は、2012(平成 24)年 10 月に策定した「新向日市環境基本計画」においても引き継がれ、約 20 年に渡って本市が目指す良好な環境の姿として示されており、近年における本市を取り巻く内部環境、外部環境が変化していく中においても、大きく変わるものではないと考えられます。

このような状況の中、近年において特に深刻化する地球温暖化問題への対応をはじめ、多くの複雑な環境課題に対応していく必要があり、そのためには一人ひとりのライフスタイルを持続可能な形に変革していくことが重要であり、これによって持続可能な地域、持続可能な社会の実現につなげることができます。

このような現状を踏まえ、本計画における環境像のあり方としては、市民をはじめ各主体の参加による取組によって、地域環境の保全はもとより、持続可能な社会の実現を目指す視点が重要であると考えます。

このため、地域特性や市民意識、まちづくりの方向性を踏まえるとともに、本市の環境基盤を持続的に守り、将来世代に継承・発展していくという考え方を尊重しつつ、本市の目指すべき環境像を以下のように設定します。

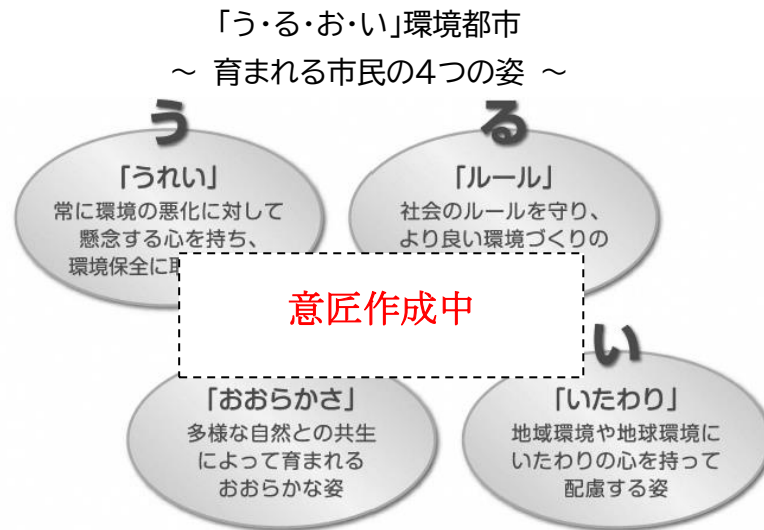
目指すべき環境像

みんなが優しくすむ 持続可能なまち —————

「う・る・お・い」環境都市 むこう

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

ここで、「う・る・お・い」とは、澄んだ水・空気そのものやそれらの循環、心安らぐ緑の空間や生きものとのふれあいなど、言葉からイメージされる環境とは別に、次に示すような環境づくりに取り組む市民の姿を育んでいくことを表しています。



ここに掲げた環境像は、本市が環境を大切にする心優しい市民らが「住む」まちであるとともに、みんなが生活していくための本質的な環境として、最も基盤となる水や空気が「澄む」まちを目指すという、本市の環境づくりの方向性を示すものです。

また、「水のおいしいまち」「緑豊かなまち」を望む市民の声を反映し、うるおいが感じられる環境の創造に向けて、市民、事業者、市、民間団体が一丸となって取り組んでいくという基本姿勢を示しています。

市域の写真 等



## 2 実現に向けた基本目標および施策の体系

先に示した目指すべき環境像の実現に向け、本計画では次に示す4つ基本目標に基づいて取組を進めることとします。

本市の環境要素を“地球環境”“資源循環”“地域環境”の3つに大きく分類し、それぞれに対する基本目標を設定するとともに、先にも示した通り、持続可能な社会を実現するためには一人ひとりのライフスタイルを持続可能な形に変革していくことが重要であることから、そのための土台となる“人づくり”についても基本目標を設けます。また、上述した基本目標は、それぞれ分野別の取組であることから、これらを分野横断的に進めるための重点プロジェクトを別途設定します。

下図は、目指すべき環境像を支える(実現する)ために必要な3本の柱(地球環境、資源循環、地域環境)とこれらを支える土台(人づくり)、また柱を横断的に束ねる横軸(重点プロジェクト)をイメージしています。

20 ページには各基本目標の考え方を示すとともに、基本目標に取り組むことでSDGsの目標達成に貢献できると考えられるゴールアイコンについて掲載します。

また、21 ページには、各基本目標に基づいて進められる“施策の方針”および“基本施策”について、体系的に示します。

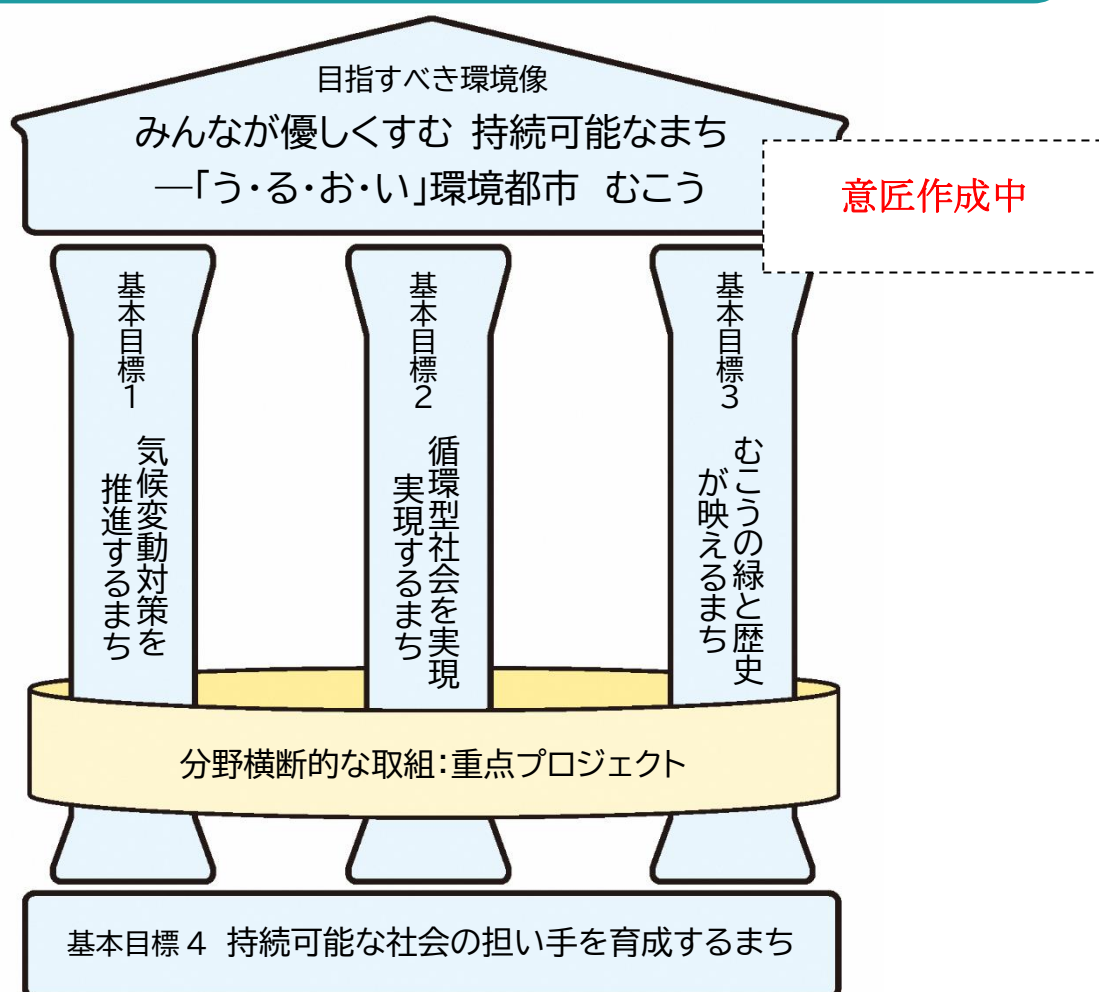


図 建物に模した施策の体系のイメージ

## ■基本目標1 気候変動対策を推進するまち（地球環境）

ひと、まち、地域資源を総動員して気候変動対策を進め、本市が掲げる 2050 年におけるゼロカーボンの実現を目指します。

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

写真

## ■基本目標2 循環型社会を実現するまち（資源循環）

ごみの排出抑制や再利用、再生利用の取組を進めるとともに、食品リサイクルやプラスチック資源循環の取組などを通じて循環型社会の実現を目指します。

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

写真

## ■基本目標3 むこうの緑と歴史が映えるまち（地域環境）

良好な生活環境を維持するとともに、竹林に代表される自然環境や西国街道などの歴史を感じられる地域資源を身近に感じることができ、住む人にやさしいまちを目指します。

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

写真

## ■基本目標4 持続可能な社会の担い手を育成するまち（人づくり）

市民・事業者・市・民間団体が連携し、全ての取組の土台となる一人ひとりのライフスタイルを持続可能な形に変革することを目指します。

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

写真

〔目指すべき環境像〕

〔基本目標〕

【計画体系】

〔施策の方針〕

〔基本施策〕

みんなが優しくすむ 持続可能なまち  
—「うる・おい」環境都市 むこう

基本目標1

気候変動対策を推進するまち  
(地球環境)

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

脱炭素に向けた取組を推進する

気候変動への適応を推進する

再生可能エネルギーの活用推進  
建築物のエネルギー効率の向上

自然災害に強いまちづくり

省エネ型ライフスタイルの推進  
環境に配慮した移動手段の利用推進

健康的な生活の推進

基本目標2

循環型社会を実現するまち  
(資源循環)

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

ごみの適正処理を推進する

資源循環利用を促進する

ごみの適正処理・効率化の推進

資源循環を推進するための意識啓発  
ごみの再生利用の推進

不法投棄の防止と美化の推進

ごみの発生・排出抑制と再利用の推進  
食品ロスの削減の推進

基本目標3

むこうの緑と歴史が映えるまち  
(地域環境)

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

地域の自然環境を保全・活用する

快適な都市環境をつくる

歴史的資源をまちなみづくりに生かす

良好な生活環境を保全する

生物多様性の普及・啓発・活用の実施  
向日丘陵の緑をはじめとした自然環境の保全、育成 農地等の保全と活用  
自然とふれあえる場の確保

公園、緑地の整備、保全 都市緑化の推進  
空き家、空き地対策の推進 快適な道路環境づくりの推進  
水辺環境を生かした都市緑地の確保

歴史的資源の保全と活用

大気環境の保全 良好な水環境、水循環を確保する  
快適な静けさを確保する 有害化学物質による環境汚染を防止する

意識啓発を通じて各種取組を下支え

基本目標4

持続可能な社会の担い手を  
育成するまち (人づくり)

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

環境に関する情報を収集し、提供する

環境教育・環境学習を推進する

オール向日市で環境保全に取り組む

環境情報の効果的な収集、提供

小・中学校における環境教育の充実 地域、家庭、職場における環境学習の推進

活動の機会・場づくりの実施 環境基本計画の推進母体を含めた体制づくり

# 第4章 環境像実現に向けた取組

## ■本章の各ページの構成について

本章では、第3章で示した計画の体系における基本目標、基本方針、基本施策について具体的な内容を次頁以降に示しており、ここでは基本目標ごとの頁構成について説明しています。

なお、第1章については「向日市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」(以下、「区域施策編」という。)としての内容を併せ持っていることから、区域施策編の前提条件となる事項についても整理し、記載しています。

### ●SDGsゴール

目標基本目標が対象としているSDGsのゴールを示しています

### ●目標・管理項目

基本目標の達成度を把握するための目標等を示しています。

基本目標 1

気候変動対策を推進するまち

関連する SDGsゴール(目標を精選した後反映)

(地球環境)

施策の方針 1-1 脱炭素に向けた取組を推進する

施策の方針 1-2 気候変動への適応を推進する

目標・管理項目

温室効果ガス排出量削減目標

| 現状値                                                                            | 目標値                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <div>—</div> <div>〔 215 千t CO<sub>2</sub> 〕</div> <div>〔 基準年度 2013 年度* 〕</div> | <div>-46%</div> <div>〔 116 千t-CO<sub>2</sub> 〕</div> <div>〔 2030 年度* 〕</div> |

※地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について、国との整合を図り、基準年度を 2013 (平成 25)年度、目標年度を 2030(令和 12)年度とします。

| 項目名                  | 現状値                                 | 目標値                                  |
|----------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 戸建て住宅に占める太陽光発電設備の導入率 | <div>●●</div> <div>(2021 年度)</div>  | <div>●●</div> <div>(2031 年度)</div>   |
| 公共施設における LED 照明利用率   | <div>55%</div> <div>(2021 年度)</div> | <div>100%</div> <div>(2031 年度)</div> |

《基本目標のページ》

### ●市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

基本目標に基づいて市が取り組む施策、市民・事業者が取り組む配慮指針を示しています。

### 施策の方針 1-1 脱炭素に向けた取組を推進する

#### 施策の方針の考え方

家庭や事業所等における省エネルギー化を進め、エネルギーの消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を図ります。

#### 基本施策

- ① 省エネ型ライフスタイルの推進  
仏壇やこたしによる省燃費効果などを通じて、住宅へのグリーンカーテンの設置や農作物の地産地消の普及を図るなどクールライフ活動の浸透を図り、省エネ型のライフスタイルの普及を図ります。
- ② 建築物のエネルギー効率の向上  
建築物の新築時における ZEB・ZEH、既存住宅の高断熱化を推進するとともに、設備機器の省エネルギー化を推進します。また、公共施設においても、BEMSの導入や高断熱化の導入を積極的に進めます。
- ③ 再生可能エネルギーの活用推進  
再生可能エネルギーの活用を推進するため、市民や事業者の再生可能エネルギー導入に対する支援、公共施設への太陽光発電設備の積極的導入を行います。また、公共・民間における再生可能エネルギー由来電力の普及を図ります。
- ④ 環境に配慮した移動手段の利用推進  
徒歩・自転車や電車でバスなどの公共交通の活用を推進するとともに、公用車を含む自転車やバイクについてはZEV化を推進します。

### ●施策の方針の考え方

各施策がどのような考え方に基いているか説明しています。

### ●基本施策

施策の方針に基づいて取り組まれる施策の基本的な方向を示しています。

《基本方針のページ》

### ■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

#### 市の取組

- 省エネ型ライフスタイルの普及に向けて、広範囲にわたりホームページにて市民や事業者の省エネ行動の啓発を図るとともに、南門市産業振興センターにおいて、学校給食や市内飲食店での削減促進を図ります。
- 公共建築物への BEMS の導入や省エネ設備の導入を行い、エネルギー効率の向上を図ります。また、公共施設への再生可能エネルギーの導入導入や公用車の ZEB 化を進めるなど、エネルギーの脱炭素化を進めます。

#### 市民の環境配慮指針

- 市が発信する情報をはじめとした各種メディアからの情報に基づいて、気候変動対策の取組に努めるとともに、クールライフ活動の推進に努めます。
- 住宅新築時における ZEH や既存住宅の断熱化を検討するとともに、家電の購入検討の際に省エネ性能を優先するなど、エネルギー効率の向上に努めます。また、再生可能エネルギーの活用や再生可能エネルギー由来電力の利用などを検討します。
- 気候変動によるリスクについて学び、熱中症や感染症対策など対策に努めます。

#### 事業者の環境配慮指針

- 市が発信する情報をはじめとした各種メディアからの情報に基づいて、気候変動対策の取組に努めるとともに、事業活動における省エネ行動の実践に努めます。
- 事業所において ZEB 化や改修時の断熱化を検討するとともに、エネルギー効率の向上に設備機器の導入に努めます。また、再生可能エネルギーの活用や再生可能エネルギー由来電力の利用を検討します。
- 気候変動によるリスクについて学び、熱中症対策など従業員の労働環境への配慮や災害発生時に備えた BCP 対策などに取り組みます。

《取組および配慮指針のページ》

図 本章における各ページの構成

## 基本目標 1

# 気候変動対策を推進するまち

(地球環境)

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

施策の方針 1-1 脱炭素に向けた取組を推進する

施策の方針 1-2 気候変動への適応を推進する

### 目標・管理項目

#### 温室効果ガス排出量削減目標

| 現状値                                      | 目標値                                    |
|------------------------------------------|----------------------------------------|
| —<br><br>〔 215 千t-CO2<br>基準年度 2013 年度※ 〕 | -46%<br><br>〔 116 千t-CO2<br>2030 年度※ 〕 |

※地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について、国との整合を図り、基準年度を 2013 (平成 5)年度、目標年度を 2030(令和 12)年度とします。

| 項目名                          | 現状値              | 目標値               |
|------------------------------|------------------|-------------------|
| 戸建て住宅に占める<br>太陽光発電設備の導<br>入率 | ●●<br>(2021 年度)  | ●●<br>(2031 年度)   |
| 公共施設における<br>LED 照明利用率        | 55%<br>(2021 年度) | 100%<br>(2031 年度) |



## ■本市における温室効果ガス排出状況および将来推計 結果と削減目標

### (1)温室効果ガスの将来推計

現状(2018(平成 18)年度)における温室効果ガス排出状況を踏まえ、BAU※における 2030(令和 12)年度(目標年度)の温室効果ガス排出量を推計した結果、人口変動などの社会経済の影響から 2030(令和 12)年度は 162.0 千 t-CO<sub>2</sub> となり、2013(平成 25)年度(基準年度)比で約 25%減少すると予想されます。これは、前計画の基準年度である 1990 年度から約 2%減少しています。部門別にみると、産業部門の削減率が約 48%で最も高く、次いで民生家庭部門が約 35%となっています。その一方で、廃棄物部門については 2013 年度から約 68%増加しています。

※BAU…Business As Usual の略。何も対策をしなかった場合を指し、現状すう勢ともいう。

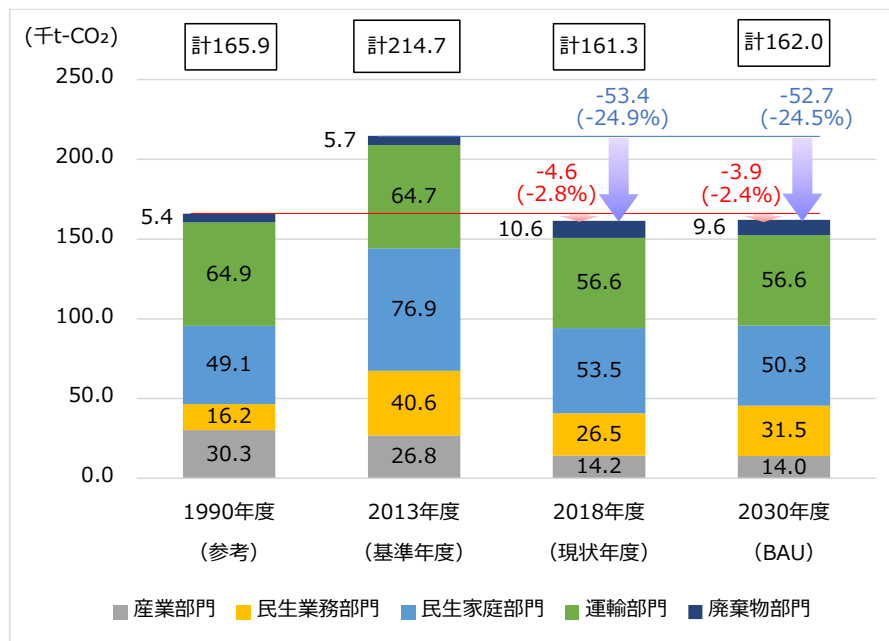


図 温室効果ガス排出量の比較

表 温室効果ガス排出量の比較

単位: 千t-CO<sub>2</sub>

| 部門     | 実績             |                  |               |         |        | 将来推計         |         |        |
|--------|----------------|------------------|---------------|---------|--------|--------------|---------|--------|
|        | 1990年度<br>(参考) | 2013年度<br>(基準年度) | 2018年度 (現状年度) |         |        | 2030年度 (BAU) |         |        |
|        |                |                  | 1990年度比       | 2013年度比 |        | 1990年度比      | 2013年度比 |        |
| 産業部門   | 30.3           | 26.8             | 14.2          | -53.1%  | -47.0% | 14.0         | -53.8%  | -47.8% |
| 民生業務部門 | 16.2           | 40.6             | 26.5          | 63.6%   | -34.7% | 31.5         | 94.4%   | -22.4% |
| 民生家庭部門 | 49.1           | 76.9             | 53.5          | 9.0%    | -30.4% | 50.3         | 2.4%    | -34.6% |
| 運輸部門   | 64.9           | 64.7             | 56.6          | -12.8%  | -12.5% | 56.6         | -12.8%  | -12.5% |
| 廃棄物部門  | 5.4            | 5.7              | 10.6          | 96.3%   | 86.0%  | 9.6          | 77.8%   | 68.4%  |
| 計      | 165.9          | 214.7            | 161.3         | -2.8%   | -24.9% | 162.0        | -2.4%   | -24.5% |

※端数処理のため、合計値が一致しない場合があります。

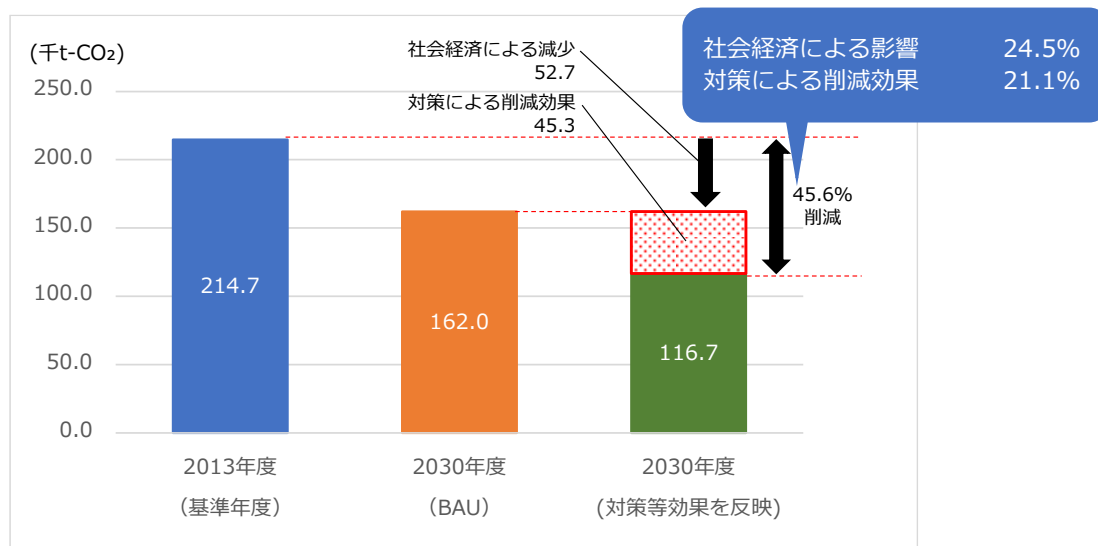
## (2)削減目標

### 【対策などによる削減可能量の試算】

2030 年度における温室効果ガス排出量について、BAU に加えて、家庭や事業所などにおける省エネルギー行動や省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入などの対策を行った場合の削減効果を考慮し、対策による削減可能量を試算しました。

試算の結果、対策によって 45.3 千 t-CO<sub>2</sub> (21.1%)の削減が可能であり、これと社会経済による影響(52.7 千 t-CO<sub>2</sub>)を合わせると、基準年度(214.7 千 t-CO<sub>2</sub>)から 98.0 千 t-CO<sub>2</sub> (45.6%)の削減が可能となります。

なお、削減可能量を算定するにあたっては、国のエネルギーミックスの効果を考慮すべきですが、国が公表している 2030 年度における電気の二酸化炭素排出係数(0.37 kg-CO<sub>2</sub> /kWh)の目標値を関西電力における 2018 年度の値(0.352 kg-CO<sub>2</sub> /kWh)が既に下回っていることからここでは 2030 年度の電気の二酸化炭素排出係数を 0.352 kg-CO<sub>2</sub> /kWh とし、試算しました。



温室効果ガス排出量の比較

部門別削減量の試算結果

単位: 千t-CO<sub>2</sub>

| 部 門    | ①<br>2013年度<br>(基準年度) | 2030年度 (目標年度) |                    |                          |                   |                            |                     |        |
|--------|-----------------------|---------------|--------------------|--------------------------|-------------------|----------------------------|---------------------|--------|
|        |                       | ②<br>BAU      | ③<br>対策による<br>削減効果 | ④<br>電力排出<br>係数の<br>低減効果 | ⑤<br>削減効果等<br>の合計 | ⑥<br>対策等効果<br>を反映した<br>排出量 | ⑦<br>基準年度からの<br>削減量 |        |
|        |                       |               |                    |                          | ③+④               | ②-⑤                        | ①-⑥                 | 削減率    |
| 産業部門   | 26.8                  | 14.0          | 3.1                | 0.0                      | 3.1               | 10.9                       | 15.9                | 59.4%  |
| 民生業務部門 | 40.6                  | 31.5          | 16.3               | 0.0                      | 16.3              | 15.2                       | 25.4                | 62.5%  |
| 民生家庭部門 | 76.9                  | 50.3          | 15.1               | 0.0                      | 15.1              | 35.2                       | 41.7                | 54.2%  |
| 運輸部門   | 64.7                  | 56.6          | 8.8                | -                        | 8.8               | 47.8                       | 16.9                | 26.2%  |
| 廃棄物部門  | 5.7                   | 9.6           | 2.0                | -                        | 2.0               | 7.6                        | -1.9                | -33.9% |
| 総排出量   | 214.7                 | 162.0         | 45.3               | 0.0                      | 45.3              | 116.7                      | 98.0                | 45.6%  |

※端数処理のため、合計値が一致しない場合があります。

**【削減目標】**

前述の削減可能量の試算結果を踏まえ、本計画における温室効果ガスの総量削減目標を以下のとおり示します。

**【中期目標】**

2030 年度における向日市の温室効果ガス排出量について  
2013 年度に比べて 46%削減することを目指します。

**【長期目標】**

脱炭素社会に向けて、2050 年までに  
CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を排出実質ゼロにすることを目指します。

## 施策の方針 1-1 脱炭素に向けた取組を推進する

### 施策の 方針の 考え方

家庭や事業所等における省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を推進し、エネルギーの消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を図ります。

### 基本施策

#### ① 再生可能エネルギーの活用推進

市民や事業者の太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備導入に対し、積極的な支援をするとともに、公共施設への太陽光発電設備の積極的導入を行います。また、公共・民間における再生可能エネルギー由来電力の普及を図ります。

#### ② 省エネ型ライフスタイルの推進

広報むこうによる情報発信などを通じて、住宅へのグリーンカーテンの設置や農作物の地産地消の普及を図るなどクールチョイス活動の浸透を図り、省エネ型のライフスタイルの普及に努めます。

#### ③ 建築物のエネルギー効率の向上

建築物の新築時における ZEB・ZEH、既存住宅の高断熱化を推進するとともに、設備機器の高効率化を推進します。また、公共施設においても、BEMS の導入や高効率機器の導入を積極的に進めます。

#### ④ 環境に配慮した移動手段の利用推進

徒歩・自転車や電車やバスなどの公共交通の活用を推進するとともに、公用車を含む自動車やバイクについてはZEV化を推進します。

## 施策の方針 1-2 気候変動への適応を推進する

### 施策の 方針の 考え方

今後、温暖化がさらに進むことで、自然災害の発生や人の健康への悪影響など様々な影響が生じると考えられることから、これらへの適応を図ります。

### 基本施策

#### ① 自然災害に強いまちづくり

近年、気候変動にともなって大雨や短時間強雨の頻度が増加し、極端な降水の強さもますます傾向にあり、全国各地で豪雨などによる水害が発生していることから、災害を想定した市の体制整備や下水道(雨水)施設を含めた災害に強い都市基盤の整備を行うとともに、平時より災害発生時に備えた防災マップの普及や災害廃棄物対策を進めます。

#### ② 健康的な生活の推進

近年、気候変動によって気温が上昇するなどの影響により、従来は高温環境下での労働や運動活動で多く発生していた熱中症が、日常生活においても発生しやすくなっています。また、ウイルスを媒介する蚊による感染症のリスクについても懸念されており、これらへの対策についての情報発信を行います。



## ■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

### 市の取組

---

- 広報むこうやホームページなどで市民や事業者の省エネ行動の啓発に努めます。
- 向日市産の農作物を学校給食や市内飲食店での利用促進を図ります。
- 公共施設の新築の際、BEMS や ZEB を導入します。
- 既存公共施設の LED 照明化、省エネ空調の採用、断熱化を実施します。
- 公共施設の新築の際、内装に木材利用を促進します。
- 公共施設の新築時などに太陽光発電や蓄電池を導入します
- 公共施設へ再生可能エネルギー由来の電力を段階的に導入します。
- 公用車のハイブリットカーや電気自動車、電動バイク、電動自転車などへの転換を進めます。
- 市民や事業者に対し、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の導入や建築物などの省エネルギー化を推進するため、様々な支援に国や府と連携して取組みます。
- ぐるっとむこうバスをはじめとする公共交通の利用を促進します。
- 歩行者や自転車が安心・安全に通行できる道路整備に努め、自動車に頼らないライフスタイルへの転換を図ります。
- 多発化・激甚化する降雨や大型台風による浸水や暴風被害に対する市の警戒体制を確立すると共に防災マップの普及啓発に努めます。
- 公共下水道雨水対策事業の整備を推進するとともに、小規模排水路の改修や浚渫などによる浸水対策を進めます。
- 雨水の流出抑制及び資源の有効利用を図るため、雨水貯留タンクの普及を推進すると共に開発事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導します。

## 市民の環境配慮指針

---

- 広報むこうやホームページ、各種メディアからの省エネ行動や再生可能エネルギー利用に係る情報を収集し、脱炭素に向けて取り組みます。
- クールチョイスな省エネ型ライフスタイルに取り組みます
- 住宅新築時における ZEH や既存住宅の改修時の高断熱化を検討します。
- 家電の購入検討の際に省エネ性能を優先するなど、エネルギー効率の向上に努めます。
- 太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギー由来エネルギーの利用などを検討します。
- 自動車の利用を抑制し、移動手段を公共交通機関へ転換します。
- 気候変動によるリスクについて学び、熱中症や感染症対策など対策に努めます。

## 事業者の環境配慮指針

---

- 広報むこうやホームページ、各種メディアからの省エネ行動や再生可能エネルギー活用に係る情報を収集し、脱炭素に向けて取り組みます。
- 事業所新築時における ZEB や既存事務所の改修時の高断熱化を検討します。
- エネルギー効率の高い設備機器の導入に努めます。
- 太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギー由来エネルギーの利用を検討します。
- 事業活動による自動車の利用抑制やZEVの導入などに努めます。
- 気候変動によるリスクについて学び、熱中症対策など従業員の労働環境への配慮や災害発生時に備えた BCP 対策などに取り組みます。

## 基本目標 2

# 循環型社会を実現するまち

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

(資源循環)

施策の方針 2-1 ごみの適正処理を推進する

施策の方針 2-2 資源循環利用を促進する

### 目標・管理項目

| 項目名                          | 現状値                   | 目標値                         |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 1人1日あたり<br>収集可燃ごみ量           | 460g(暫定値)<br>(2021年度) | 365g 以下<br>(2031年度)         |
| 再生利用率<br>(リサイクル率)            | 5.8%(暫定値)<br>(2021年度) | 13.8%<br>(2031年度)           |
| 一般廃棄物の焼却<br>に伴う温室効果<br>ガス排出量 | 10.6t-CO2<br>(2021年度) | 調整中<br>7.6t-CO2<br>(2031年度) |

## 施策の方針 2-1 ごみの適正処理を推進する

### 施策の 方針の 考え方

市民が排出する家庭系ごみおよび事業所が排出する事業系ごみについては、市民や事業者の協力のもと、資源の分別を行い、適正に処理を行います。

### 基本施策

#### ①ごみの適正処理・効率化の推進

ごみの適正処理を図るため、市民に向けて広報むこうやごみ分別アプリを通じてわかりやすいごみの出し方等の情報提供を行うことで、分別意識を高めていただくとともに、プラスチックによる海洋汚染が問題視されていることから、プラスチックごみの収集対象の拡大を検討することで、ごみの減量や適性排出を促します。

また、事業所から排出される事業系一般廃棄物については、排出量が増加傾向にあるため、排出者責任の徹底や、指導強化を進め、多量排出事業者には減量化計画の提出を指示し、ごみ減量を推進します。

#### ②不法投棄の防止と美化の推進

分別ステーションや農地・竹林などへの不法投棄を防止するためのパトロールを実施するとともに、広報やパンフレットでごみの適正な処理について市民に協力を呼びかけることで、意識向上を図り、不法投棄の防止と協力を市民に呼びかけ、市民の意識向上を図り、不法投棄の防止に努め、市内の美化を図ります。

## 施策の方針 2-2 資源循環利用を促進する

### 施策の 方針の 考え方

限りある資源を有効利用するため、ごみの発生抑制、再利用の徹底を図るとともに、処理が必要な場合は再生利用を行います。

### 基本施策

#### ① 資源循環を推進するための意識啓発

市民や学校などを対象としたごみ処理施設の見学や、分別収集された資源物の再生利用方法を広報するなど、資源循環の重要性について理解が深められるよう啓発をします。

#### ② ごみの発生・排出抑制と再利用の推進

マイボトルの普及や使い捨てスプーンやストローの使用抑制などを通じたごみ排出抑制に取り組むとともに、大規模事業者にごみ減量計画書の提出を求め、ごみ減量を推進します。

#### ③ ごみの再生利用の推進

家庭における生ごみたい肥化容器の普及、学校や公共施設などでの資源物回収、古紙等の集団回収に対する助成などを通じて、資源回収・再生利用の取組を推進します。

#### ④ 食品ロスの削減の推進

本来食べられるのに捨てられてしまう食品(食品ロス)を削減するため、食品ロス削減計画の検討をはじめ、広報を通じた食品ロス削減に関する情報発信や、市内飲食店との協力による「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度の推進に取り組めます。

## ■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

### 市の取組

---

- インターネットによる粗大ごみ回収受付サービスを実施します。
- ごみ処理施設の見学等を通じてごみ問題についての学習を実施します。
- マイボトル運動を推進します。
- 事業用大規模建築物所有者等に事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求めます。
- 食品ロス削減計画を検討します。
- 「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度を推進します。
- 食品ロス削減に関する情報を発信します。
- 家庭や事業所における生ごみ堆肥化容器などの購入助成を行います。
- 学校、保育所、公共施設等での資源物回収を実施します。
- 古紙等集団回収助成金制度を実施します。
- 拠点回収の新設・拡大を検討します。
- 広報むこうやごみ分別アプリにおいてごみの適正処理に関する啓発を行います。
- プラスチックごみの収集対象の拡大について検討します。
- 事業系一般廃棄物の減量化に向けた指導を強化します。
- 分別ステーションの不法投棄や前日出しを防ぐためパトロールを実施します。
- 農地や竹林への不法投棄防止を啓発します。



## 市民の環境配慮指針

---

- ごみ処理施設の見学等を通じてごみ問題について理解を深め、適正排出に取り組めます。
- マイボトル運動に取り組めます。
- 使い捨てスプーンやストローの使用を控えます。
- 食品ロス削減に関する情報収集に努め、食品ロス削減に取り組めます。
- 生ごみ堆肥化容器購入助成制度を利用し、生ごみを堆肥化することでごみの減量化に取り組めます。
- 古紙等集団回収助成金制度を利用し、資源のリサイクルに取り組めます。
- 広報むこう等で情報を収集し、ごみ減量、適正排出に取り組めます。
- 分別ステーション等への不法投棄や前日出しを行わず、適正排出します。

## 事業者の環境配慮指針

---

- 事業所内でのマイボトル持参運動を推進します。
- 事業用大規模建築物所有者等は事業系一般廃棄物減量計画書の提出し、ごみ減量に取り組めます。
- 使い捨て容器、スプーンやストローの提供を控えます。
- 飲食店は「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度の承認を受け、食ロス削減に取り組めます。
- 食品ロス削減に関する情報収集に努め、食ロス削減に取り組めます。
- 事業所における生ごみ堆肥化容器などを導入し、ごみ減量に取り組めます。
- 事業所敷地内における拠点回収の設置に協力します。

## 基本目標 3

# むこうの緑と歴史が映えるまち

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

(地域環境)

施策の方針 3-1 地域の自然環境を保全・活用する

施策の方針 3-2 快適な都市環境をつくる

施策の方針 3-3 歴史的資源をまちなみづくりに生かす

施策の方針 3-4 良好な生活環境を守る

## 目標・管理項目

| 項目名          |                  | 現状値                                  | 目標値                                  |
|--------------|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 公園緑地面積       |                  | 一人あたり 1.3 m <sup>2</sup><br>(2021年度) | 一人あたり 4.5 m <sup>2</sup><br>(2031年度) |
| 環境基準<br>達成状況 | 大気               | 100%<br>(2021年度)                     | 100%<br>(2031年度)                     |
|              | 河川水質<br>(BOD・SS) | BOD:100%<br>SS:95%<br>(2021年度)       |                                      |
|              | 騒音               | 83%<br>(2021年度)                      |                                      |

## 施策の方針 3-1 地域の自然環境を保全・活用する

### 施策の 方針の 考え方

生物多様性についての意識を高めるとともに、市内に残された自然環境の保全や活用を積極的に進めます。

### 基本施策

#### ① 生物多様性の普及・啓発・活用の実施

生物多様性についての意識を高めるとともに、保全・活用を進めます。また、市内の生きものについての情報発信や外来生物対策などを通じて、市内における生物多様性の現状への関心を高めます。

#### ② 向日丘陵の緑をはじめとした自然環境の保全・育成

市内には向日丘陵の竹林をはじめ、市内に点在するため池などの自然環境が残されており、これらの環境に依存する生きものの生息地として重要であることから、これからも保全、育成を図ります。

#### ③ 農地等の保全と活用

市内の農地は開発に伴って減少傾向にありますが、農地の集積などによる農業者支援や環境にやさしい農業の推進などを通じて、農地の保全や活用を行います。

#### ④ 自然とふれあえる場の確保

本市を象徴する緑である竹林をはじめとした自然環境について、保全・整理などを通じて自然環境とふれあえる場として活用します。

## 施策の方針 3-2 快適な都市環境をつくる

### 施策の 方針の 考え方

公園・緑地の整備や都市緑化や市街地の緑化を進めるとともに、道路環境整備などを通じて、快適な都市環境をつくります。

### 基本施策

#### ① 公園、緑地の整備、保全

市内における公園や緑地の適切な維持管理を行います。

#### ② 都市緑化の推進

開発事業に伴う緑化の指導や学校敷地内の緑化などのまとまった緑の整備を行うとともに、街路樹や公園花壇など市内に点在する緑の確保に努め、都市緑化を推進します。

#### ③ 快適な道路環境づくりの推進

都市計画道路や幹線道路などの整備を行うことで、歩行者や自転車利用者が安全・安心して利用できる快適な道路環境を推進します。

#### ④ 水辺環境を生かした都市緑地の確保

市内の河川やため池などの水辺環境に親しむことができる遊歩道の整備や維持管理を行います。

#### ⑤ 空き家、空き地対策の推進

条例に基づいて空き家や空き地の適正管理を実施します。

## 施策の方針 3-3 歴史・文化資源をまちなみづくりに生かす

### 施策の 方針の 考え方

市内に多数存在する歴史・文化遺産の保全に取り組むとともに、これらを活用した景観形成など、魅力的なまちづくりを進めます。

### 基本施策

#### ① 歴史的資源の保全と活用

史跡長岡宮跡や乙訓古墳群、重要文化財向日神社、旧上田家住宅、物集女城跡など市内に所在する文化財を適切に保護し、市民等に親しまれる公園として積極的に整備し、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。

## 施策の方針 3-4 良好な生活環境を守る

### 施策の 方針の 考え方

大気や水質、静けさなど、私たちの生活を取り巻く環境の保全に取り組み、安心して暮らすことができる環境を維持します。

### 基本施策

#### ① 大気環境の保全

自動車や事業所からの排ガス対策を進めるとともに、公共交通機関の利用促進などの総合的な交通政策、野焼きの抑制などを通じて、大気環境の保全を推進します。

#### ② 良好な水環境、水循環を確保する

河川清掃などによる水辺の美化や下水道への未接続者の接続推奨などによる河川水質の向上、地下水涵養などの取組を通じて、良好な水環境や水循環の保全を推進します。

#### ③ 快適な静けさを確保する

自動車騒音をはじめ、事業所や建設作業に伴う騒音や振動の発生対策に取り組み、快適な静けさの確保を推進します。

#### ④ 有害化学物質による環境汚染を防止する

特定有害化学物質に関する情報の収集・提供を行うとともに、必要な場合は有害化学物質対策を実施します。



## ■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

### 市の取組

---

- 市民や事業者の生物多様性について認識を高めるとともに、市内の生物多様性についての情報を発信します。
- 向日丘陵をはじめとした市内の自然環境を保全するとともに、市民が自然とふれあうことができる場として提供します。
- 竹林の保全管理に向けた市民活動を推進します。
- 竹林の適正管理や整備による良好な景観を維持し、豊かな自然環境を保全します。
- 農地の集積などを通じた農業者支援や、環境にやさしい農業を推進します。
- 快適な都市環境を形成するため、公園や緑地、街路樹など都市緑地の適正管理を行います。
- 安全安心に通行できる歩道や自転車道、憩いを感じられる水辺環境の適正な保全・管理を行います。
- 本市の歴史・文化資源をいかすため、歴史探索に利用できる公園の整備や歴史・文化資源の保全・活用を行うとともに、中心市街地、西国街道などにおける歴史を感じることができるまちなみづくりを行います。
- 本市の良好な生活環境を引き続き維持するため、カーシェアリングやエコドライブを奨励し、自動車や事業所の排ガスなどを原因とする排ガス対策を進めます。
- 下水道接続の奨励などによる河川水質保全に取り組めます。
- 条例に基づき地下水採取者による取水量の定期報告や水位測定により、過剰くみ上げを防止します。
- 自動車騒音や近隣騒音対策などに取り組めます。
- 特定建設・特定施設の届出を通じた騒音、振動発生抑制を指導します。
- 条例に基づく空き家や空き地の適正な管理を指導します。

## 市民の環境配慮指針

---

- 生物多様性についての理解を深めるとともに、身近な自然環境についての関心を高め、自然とふれあう機会を持ちます。
- 良好な都市環境をつくるため、自宅敷地内の緑化や庭木、花壇の維持に協力し、みどりあふれるまちなみづくりに協力します。
- 公園や歩道などのインフラを積極的に活用し、賑わいを生み出します。
- 本市の歴史や歴史・文化資源に関心を持つとともに、これらを活かしたまちなみづくりに対する理解を深め、景観形成や歴史・文化資源の保全などの取組に協力します。
- 本市の良好な生活環境を引き続き維持するため、ZEVの導入や自動車の利用抑制などを通じた排ガス対策、下水道接続による河川水質保全、自動車騒音や近隣騒音などの発生抑制に取り組みます。
- 地域住民の協力がよりよい環境づくりにつながることを理解し、隣近所への日常生活騒音などの配慮を心がけ、日ごろからコミュニケーションを取るよう努めます

## 事業者の環境配慮指針

---

- 生物多様性についての理解を深めるとともに、事業活動が生物多様性に与える影響を理解し、持続可能な利用に努めます。また、市内の自然環境の維持に協力します。
- 快適な都市環境をつくるため、自社敷地内や建物を積極的に緑化するなど、良好な景観の維持に協力します。
- 本市の歴史や歴史・文化資源に関心を持つとともに、これらを活かしたまちなみづくりに対する理解を深め、景観形成や歴史・文化資源の保全などの取組に協力します。
- 地域の歴史・文化資源を活かした商品開発を行うなど、地域経済への波及効果を生み出します。
- 本市の良好な生活環境を引き続き維持するため、事業活動による自動車の利用抑制、ZEVの導入などを通じた排ガス対策、下水道接続による河川水質保全、自動車騒音や建設作業騒音などの発生抑制に取り組みます。
- 特定建設・特定施設の届出を通じた騒音、振動発生抑制を実施します。
- 自社の環境対策などに関する情報の積極的公表などにより、地域住民や消費者などとの適切なコミュニケーションに努めます。

## 基本目標 4

# 持続可能な社会の担い手を 育成するまち

関連する SDGsゴール(目標を精査した後反映)

(人づくり・市民参画)

施策の方針 4-1 環境に関する情報を収集し、提供する

施策の方針 4-2 環境教育・環境学習を推進する

施策の方針 4-3 オール向日市で環境保全活動に取り組む

### 目標・管理項目

| 項目名                | 現状値                          | 目標値                 |
|--------------------|------------------------------|---------------------|
| 広報・HP 等で環境に関する情報提供 | 12回/年<br>(2021年度)            | 12回以上/年<br>(2031年度) |
| 市民講座の開催数           | 2回/年<br>(2021年度)             | 4回以上/年<br>(2031年度)  |
| 環境保全に取り組む企業や団体との連携 | 3 団体<br>(2022 年度)<br>(協定締結数) | 10団体<br>(2031年度)    |

## 施策の方針 4-1 環境に関する情報を収集し、提供する

### 施策の方針の考え方

環境関連情報の発信を積極的に収集するとともに、市民や事業者の情報発信することで、環境保全に対する意識を啓発します。

### 基本施策

#### ① 環境情報の効果的な収集、提供

市民アンケート調査の結果では、環境基本計画についての認知度の低さや、環境保全よりも利便性を優先するという傾向が伺えており、啓発を通じて環境保全に対する意識を高める必要があります。このため、国や府などから公表される各種環境関連情報の収集を積極的に行うとともに、本市独自の環境関連情報なども含めて広報むこうやホームページなどを通じて、市民や事業者の情報提供します。

## 施策の方針 4-2 環境教育・環境学習を推進する

### 施策の 方針の 考え方

学校や地域活動を通じて、環境について学ぶ機会を提供することで、市民や事業者の環境意識を高めます。

### 基本施策

#### ① 小・中学校における環境教育の充実

小・中学校における環境教育で子供たちの環境保全に対する認識を高めるとともに、子供たちが家庭や地域に働きかけることで副次的に大人の意識も高めていきます。

#### ② 地域、家庭、職場における環境学習の推進

環境保全についての意識を高めるため、地域や家庭、職場における環境学習の機会として、環境市民講座や出前講座を開催するとともに、これらへの参加が地域における環境保全活動への参画の足がかりとなるように働きかけます。

## 施策の方針 4-3 オール向日市で 環境保全活動に取り組む

### 施策の 方針の 考え方

市民、事業者、市民団体、行政が協働する場づくりを行うとともに、これらをきっかけとした本計画の推進を図ります。

### 基本施策

#### ① 活動の機会・場づくりの実施

環境に関連する取組を行っている市民団体や環境保全に取り組む事業者などが連携や活動する機会や場を提供し、多様な主体の参画による地域課題の解決に向けた取組を推進します。

#### ② 環境基本計画の推進母体を含めた体制づくり

環境基本計画を推進する上では市民・事業者・市による協働が不可欠であることから、本計画の推進母体としての団体を新たに設置・運営し、効果的に計画を推進します。



## ■市の取組および市民・事業者の環境配慮指針

### 市の取組

---

- 国や府から公表される環境情報の収集を積極的に進めるとともに、市民や事業者には各種情報を発信し、意識啓発を行います。
- 小中学校のカリキュラムを通じた環境教育や環境市民講座や出前講座を通じて、子供から大人まで幅広い年齢層が環境について学ぶ機会を提供します。
- 環境に関する市民団体や環境保全活動に関心の高い事業者などと連携し、地域の環境保全活動を推進します。
- 市内一斉クリーン作戦を含む美化活動を通じ、市民や事業者が参画する機会を提供します。
- 本計画を推進するための母体となる団体を設置・運営します。

### 市民の環境配慮指針

---

- 市や各種メディアなどを通じて環境関連情報を積極的に収集し、環境問題について学びます。
- 日常生活を通じた環境負荷の低減、持続可能なライフスタイルに取り組みます。
- 自然観察会や地域の清掃活動などの地域や市の環境保全活動への参画を通じて環境保全に貢献します。

### 事業者の環境配慮指針

---

- 市や各種メディアなどを通じて環境関連情報を積極的に収集し、事業活動を通じた環境負荷の低減、気候変動が事業活動に与える影響を把握し、持続可能な事業活動に取り組みます。
- 事業を通じた地域環境保全への貢献や市の事業への参画を通じて環境保全に貢献します。
- 地域や市が進める環境保全活動に積極的に参加、協力することで、社会に貢献します。

## 市民団体の環境配慮指針

---

- 市や各種メディアなどを通じて環境関連情報を積極的に収集するとともに、これらの情報を活用して市民や事業者と協働して地域の環境保全に取り組めます
- 環境保全活動に関心の高い市民や事業者などと連携し、地域の環境保全活動を推進します。
- 本計画に基づいて進められる各種取組に参画します。
- 地域の環境保全に向けて各種イベントの企画や啓発資料の作成など、積極的な活動を展開します。